

岐阜市福介第869-8号
平成25年 1月10日

指定地域密着型介護予防サービス事業者 様

岐阜市長 細江 茂光

岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び第105号）により改正されました介護保険法（平成9年法律123号）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項において、市は、条例で基準を定めることとされています。

このため、本市は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に応じて岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第79号。以下「条例」という）を公布し、平成25年4月1日から施行します。

条例各条の趣旨は下記のとおりです。市の独自基準により省令とは異なるところがありますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

記

1 条例と省令との対照
別表を確認願います。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとし、これら以外は次項に掲げる国の通知等の例によるものとします。

(1) 暴力団の排除（第4条）

この規定の趣旨と内容は、岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）に基づいて、市と指定地域密着型介護予防サービス事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業を実施する法人の役員、事業の管理者をはじめとす

る事業の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととします。

したがいまして、貴事業所において該当する者がいないか等点検されますとともに、今後の運営にあたり十分ご留意ください。

(2) 運営規程（第 29 条第 10 号、第 59 条第 10 号及び第 11 号、第 82 条第 7 号及び第 8 号）

第 29 条第 10 号、第 59 条第 10 号等に、本市独自の基準として、運営規程に「苦情を処理するために講ずる措置の概要」又は「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き（訪問系のサービスを除く）」を盛り込むことを規定します。

この規定の趣旨と内容は、運営規程が、指定地域密着型介護予防サービス利用時の条件や留意事項等を、当該事業所の利用希望者等に対して予め示すもので、事業所の選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮して、これらの利用者等の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがいまして、貴事業所の運営規程において、別の条に規定する苦情処理（第 38 条）や身体的拘束等の禁止（第 55 条等）を遵守していく上で必要な事項が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

(3) 非常災害対策（第 32 条第 2 項、第 61 条第 3 項）

第 32 条第 2 項等に、本市独自の基準として、風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努めることを規定します。

この規定の趣旨と内容は、災害時における施設の被災状況等を市へ報告することや二次避難所として災害時要援護者を受け入れる旨の協定を市と結ぶこと等、市と指定地域密着型介護予防サービス事業者が協働することにより、岐阜市地域防災計画の推進を図るものです。

なお、本市は地域防災計画を毎年策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

(4) 掲示（第 34 条第 2 項）

第 34 条第 2 項に、本市独自の基準として、運営規程や重要事項説明書等の重要事項をインターネットを利用した閲覧に供するよう努めることを規定します。

この規定の趣旨と内容は、利用者との契約が前提とされている指定地域密着型介護予防サービス事業者においても、利用申込者に対しサービスの選択性の向上を図るものです。

したがいまして、貴事業所のホームページ等において、これらの掲示に努めるとともに、常に最新の情報が閲覧できるよう点検及び更新を実施してください。

(5) 記録の整備（第 42 条第 2 項、第 66 条第 2 項、第 87 条第 2 項）

第 42 条第 2 項等に、本市独自の基準として、記録の保存期間は「5 年間」とすることを規定します。（省令においては「2 年間」と規定されています。）

この規定の趣旨と内容は、障害福祉サービス等、他の社会福祉事業等の基準に定められる記録の保存期間や地方自治法において金銭債権の時効は「5 年間」と規定されていることとの整合を図るものです。

なお、経過措置として附則第 2 条に、この条例の施行（平成 25 年 4 月 1 日）までに保存されている記録については「2 年間」の保存でよいことを規定しています。

したがいまして、貴事業所において、今後完結する記録から 5 年間保存する体制を整えてください。

3 条例の解釈として準用する国の通知等

- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課長連名通知）
- ・ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成 18 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 149 号）
- ・ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 12 年 3 月 30 日老企第 54 号）
- ・ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成 12 年 11 月 16 日老振第 75 号・老健第 122 号）
- ・ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 268 号）
- ・ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成 13 年 3 月 28 日老振発第 18 号）
- ・ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成 24 年 3 月 29 日老高発 0329 第 1 号）

なお、以上の通知等のほか、国等から発出されている又は今後発出される省令に関連する通知等については、独自基準による部分を除き指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する指定、指導及び監査の基準としますのでご留意をお願いします。